

黒部市職員募集要領

(令和6年4月採用予定)

第7回募集

令和5年7月14日

黒部市総務管理部総務課

1 採用職種、採用予定人員

行政職(初級) 土木技術職 3名程度

2 受験資格

| 職種 | 資格 |
|------------------|--|
| 行政職(初級) 土木技術職 | 次のいずれも満たす方 ・平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 ・学校教育法に定める高等学校の土木系の学科を卒業した方又は卒業見込みの方 ・測量士補の資格を有する方 |

○次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 黒部市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時・会場

(1) 第1次試験

| 実施日 会場 | 時間等(予定) | |
|---------------------------|--------------|---------------------|
| 令和5年9月24日(日) 黒部市役所 | 8:30 ~ 8:40 | 受付 |
| | 8:50 ~ 16:00 | 適性検査・教養試験・作文試験・面接試験 |

(2) 第2次試験 第1次試験合格者に対して実施

| 実施日 会 場 | 時間等(予定) |
|----------------------|--------------------------------------|
| 令和5年10月上旬以降 黒部市役所 | 面接試験 時間等の詳細は、1次試験の合格通知にあわせて案内します。 |

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

| 試験等 | 所要時間 (予定) | 内 容 |
|------|--------------|--|
| 適性検査 | 20分 | 職務遂行に必要な適性についての検査 |
| 教養試験 | 60分 | 人文・社会、自然に関する一般教養知識、数的能力、 推理判断能力、基礎英語についての試験 |
| 作文試験 | 60分 | 与えられた課題に対して記述式による試験 |
| 面接試験 | 15分 | 個別面接 |

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、個別面接の方法により実施します。

5 受験手続

| | |
|-------|---|
| 受験申込先 | 〒938-8555 黒部市三日市1301 黒部市役所 総務管理部 総務課 人事係 |
| 申込方法 | 必要書類を郵送又は持参にて提出 ・郵送する前に、必ず電話連絡(電話 0765-54-2113)をしてください。 ・郵送する際には、封筒の表面に「受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便に してください。 〈必要書類〉 受験申込書 * 必要事項を記入し、写真を貼りつけて提出。 写真は、6か月以内撮影した、縦4cm、横3cmのもので、裏に氏名を記載 * <u>受験申込書</u> 黒部市役所3階の総務課や宇奈月サービスセンターの各窓口で配付する ほか、黒部市ホームページ(http://www.city.kurobe.toyama.jp)よりダウンロード できます。 |

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和5年8月1日(火)～8月31日(木) 17時まで(必着) 受付終了後、「受験票」を9月8日(金)までに発送予定です。 9月14日(木)までにお手元に届かない場合は、 総務課 人事係(電話 0765-54-2113)までご連絡ください。 |
|------|--|

6 合格通知等

- (1) 第1次試験、第2次試験ともに、合否に関わらず、全ての受験者に結果を書面で通知します。
なお、最終合格発表は、市掲示板に公表します。
- (2) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者が採用する者を決定します。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後から2年間です。
- (3) 採用は、令和6年4月1日の予定です。ただし、受験資格要件が満たされない場合は採用されません。

7 給与

- (1) 初任給(令和5年4月1日現在)
行政職(初級) 154,600円
 - ・給料の額は今後の状況により変更することがあります。
 - ・初任給は採用前の経歴に応じて基準により加算されることがあります。
- (2) 諸手当
 期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で次の内容の開示を請求することができます。
 受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、学生証など写真付きの証明書)を持参の上、市役所3階の総務課まで直接お越しください。受付は、8時30分から17時までの間で、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。なお、電話、はがき、E-mail 等による請求はできません。

| 区分 | 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|-------|--------------|--------------|----------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験の不合格者本人 | 総合得点 及び順位 | 当該試験結果発表の日から起算して1ヶ月間 |
| 第2次試験 | 第2次試験の受験者本人 | | 最終合格発表の日から起算して1ヶ月間 |

